

2017年1月17日

内閣府消費者委員会
委員長 河上 正二 様
内閣府特命担当大臣
松本 純 様
(消費者及び食品安全、防災)

宮城県生活協同組合連合会
会長理事 宮本 弘
住所 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階
電話番号 022-276-5162

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめに対する意見書

消費者庁・農林水産省共催「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」の検討結果を取りまとめた「中間取りまとめ」が昨年11月29日公開されました。

検討会では、「全ての加工食品への導入に向け実行可能な方策について検討する」という「政府の基本方針（閣議決定）」のもと議論が進められ、最終的に「全ての加工食品」について、重量割合上位1位の原材料に「個別重量順表示」を原則とし、国別重量順表示が難しい場合に「例外の表示」を認めるといった方向が示されました。

原料原産地表示を拡大するという基本方針には賛成できますが、「中間取りまとめ」における改正の方向性については、問題があると考えており、このまま法制度化されますと消費者、事業者双方にとってメリットのないものになるのではないかと危惧します。

当団体は、原料原産地表示制度を消費者の自主的かつ合理的な選択を実質的に確保できるものとするため、本表示制度案について次のとおり意見を述べます。

1. 義務表示の対象については、重量割合上位3位まで（ただし、重量割合上位2位までで重量比率の大部分を占める場合は2位まで）の原材料の原産地とすべきです。

本表示制度案では、義務表示の対象を製品に占める重量割合上位1位の原料に限っています。

しかし、多くの原材料を使用する場合、重量割合上位1位と2位、3位の割合が近接している場合があります。例えば、重量割合上位1位の原料は国産であるがそれと割合の近接している2位以下の原料は外国産という場合、実際には製品の重量割合からすると国内産よりも外国産のものが多く使用されているにもかかわらず、1位の原料の原産地しか表示されないことになると、消費者は国産の原料が主に使用されていると誤認してしまうおそれがあります。

そこで、複数の原材料を使用している場合には、原則として3位まで（重量割合上位2位まででその製品の重量比率の大部分を占める場合は2位まで）の表示を義務付けるべきです。

2. 本表示制度案における義務表示の例外の提案（可能性表示、大括り表示及び中間加工原材料の製造地表示）には反対です。

消費者は、食品安全や海外支援などの意識から、「国産」か否かだけでなく、輸入国の具体的な国名を知った上で選択したいと考えています。そして、消費者の自主的かつ合理的な選択の自由を確保するとともに、消費者の誤認防止、事業者による産地偽装の防止を図る必要があります。

す。

義務表示の例外について、「輸入」（大括り表示の例）という「国産品ではない」という意味しか有さない表示が認められることとなります。また、「アメリカ又はカナダ又は国産」（可能性表示の例）、「輸入又は国産」（大括り表示＋可能性表示の例）など、国産か外国産かさえ明らかでない表示が許されることとなります。このように実質的には原料原産地が判別できない表示が認められることになり、消費者の自主的かつ合理的な選択は確保されません。

また、例外表示は、対象原材料の過去一定期間における国別使用実績又は使用計画（新商品等の場合には今後一定期間の予定）から認められる場合があるとしていますが、使用計画によっても認められるとすれば、事業者が消費者に知られたくない輸入国を隠すために、3か国以上から輸入することをあらかじめ計画して「輸入」と表示したり、輸入がほとんどであるのに「国産」の原料も使用しているとあえて表示するために国産品を少量使用する事態も生じかねません。こうした表示は、消費者への情報提供として不十分であるばかりか消費者の原料原産地の認識を誤導しかねません。

さらに、本表示制度案における義務表示の例外には、事業者のかかる例外表示が実態に合致しているのかを行政が監督する方法も定められておらず、このように表示の例外を広く認めてしまい、しかも監督方法も定められていない本表示制度案では、全ての加工食品に原料原産地の表示を義務付けた趣旨を確保することは困難です。

以上のようなことから、本表示制度案における義務表示の例外の提案には反対です。

3. 義務表示の例外を認める場合に、消費者に可能な限り詳細な情報が提供される機会が確保されるとともに、消費者が容易に情報を入手できる仕組みを整えることを求めます。

消費者への情報提供として、消費者が原料原産地を表示した事業者のホームページにアクセスして原料原産地の情報を検索できる仕組み等、消費者に可能な限りの詳細な情報を提供する仕組みを確保すべきです。

4. 行政による監督の強化及び食品衛生法第3条第2項の記録の作成及び保存の法的義務化を求めます。

原料原産地表示が義務化されても、その表示が正しいかどうかをチェックする機能が作用しなければ、偽装表示等を明らかにすることは困難です。食品表示の適正な運用を図るための行政による監督の強化を図るべきです。

また、食品衛生法第3条第2項では、食品等事業者の責務として、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、仕入元等に係る記録を作成しこれを保存するよう努めなければならないとしています。現行法の定めは努力義務を課すにとどまっていますが、これについては法的義務とし、食品加工における原材料の流れを追跡できる体制を整えるべきです。

5. 表示拡大が生産振興に寄与することになり、事業者が国産原料を利用する機会を増やしていくことにつながるよう行政が支援・指導等進めてください。

食料・農業・農村基本計画（2015年3月31日閣議決定）において、食料の安定供給の確保に関する施策として「原料原産地表示の拡大」が上げられています。しかし、食品関連事業者が、表示を遵守するために管理上の観点から原材料を供給量の小さな国産原料から安定的な供給量が確保できる海外原料に移行させるケースも考えられます。

また「可能性表示」では、過去の使用実績を根拠に、実は国産原材料が使われない場合においても「国産」を表示することが可能です。このため、名目上「国産」と表示をしながら、実

際には国産原料を使用しないケースも想定されます。

このようなケースを考えると、今回の表示義務化が、国産原料の利用促進どころか、逆に国産原料を利用する機会が失われる、あるいは排除されることにつながる可能性もあることから、食品関連事業者への行政の支援・指導等を行ってください。

6. 表示の「見やすさ」「わかりやすさ」、消費者の「比べやすさ」を念頭に表示方法をご検討ください。

今回の例外表示は「事業者が表示方法（例外表示）を選ぶことができる制度」であって、消費者にとっては、同じ商品群で表示方法が異なり、比べることが困難になるのではないかと危惧しています。

食品表示一元化検討会では食品表示について消費者の「わかりやすい食品表示」をテーマに議論が重ねられました。食品表示制度は消費者の選択に資するものであるべきで、その点から「わかりやすさ」「比べやすさ」について考慮が必要です。

また、今回の改正で一括表示部分での文字数の増加は避けられません。表示がさらに過密になることで、今まで以上に見づらい表示になることのないよう表示方法についてもご検討ください。

以上